

平成 18 年 7 月 12 日

泉南市教育問題審議会
会長 奥田 均 様

泉南市教育委員会
教育委員長 山上 勝久

これからの泉南市の教育のあり方について
～ 学校規模適正化について～（諮問）

次に掲げる事項について、貴審議会に諮問します。

（諮問事項）

平成 18 年 3 月教育問題審議会答申に示された教育の基本理念と新たな施策の展開を実現するため、学校規模適正化にむけて全市的な校区再編の具体案について

諮問文説明書

(諮問理由)

本市では、平成 16 年 4 月より「これからの泉南市の教育のあり方について」を教育問題審議会に諮問を行い、就学前教育部会、学校教育部会、地域家庭教育部会の 3 部会に分かれて、幼稚園、学校、地域家庭の今後のあり方について話し合いを重ね、平成 18 年 3 月に答申をいただきました。しかし、学校教育部会における「学校規模適正化」にむけての校区の再編については、具体案を作成するには至りませんでした。

その経緯について、教育問題審議会学校教育部会答申には、以下の通り述べられています。

「【学校規模適正化の具体的課題】

適正化の原則をふまえ、審議会は、多くの時間を費やして学校規模適正化の具体的方策を検討してきた。残念ながら、当審議会の中間報告において示した具体案に対して一部住民から反対意見が出され、それをきっかけとして、これに関わる部落差別事象が発生したために、住民の意見を聞き、調整する時間的余裕を失する結果となった。その調整は、平成 18 年度にあらためて教育問題審議会を設置して議論される予定である。平成 18 年審議会における学校規模適正化の具体案の議論は、今般生起した部落差別事象をふまえ、本答申における以下の【方策】を基本として、詳細の調整を行うものとする。」

上記の文言に基づき、答申に示された教育の基本理念と新たな施策の展開を実現するための「学校規模の適正化」の具体案について、教育問題審議会に諮問を行うものであります。

(諮問事項説明)

1 . 答申における確認事項をふまえて

(1) 学校規模の適否の状況

平成 18 年 3 月「これからの泉南市の教育のあり方について (答申)」において、学校規模適正化にむけて確認されたことを示しておきたい。

まず、答申は、近年の急速な少子化や、市内の宅地開発の粗密の差異によって校区ごとの児童・生徒の人数に不均衡が生じている現状を示した後、不均衡の程度、将来における泉南市の教育に及ぼす影響を診断した結果、不均衡是正が必要と判断している。

そのとき、不均衡是正にむけて、適正な学校規模のガイドライン (適正化の根拠) となるのが以下の 2 点である。

「小学校の学級数は 12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、土地の状況その他により特別な事情のあるときは、この限りではない」

(学校教育法施行規則第 17 条、中学校は第 55 条で準用)

「小学校は少なくとも 1 学年各 2 学級 (12 学級) 中学校においては同様に 1 学年各 4 学級 (12 学級) 程度の規模が望ましい」 (平成 10 年 5 月 21 日大阪府学校教育審議会第 2 分科会答申)

(2) 適正化の対象認定

次に適正化の対象認定として以下の～の3点をあげている。 に関しては、課題とそれに対しての方針が述べられており、その後、それに照らした場合の具体的な方向性が示されている。 に示された方向性を実現する際に、配慮する点として、 が示されている。

大規模校の是正

【課題】・教育活動の適切な運営に大きな支障（教室不足、特別教室不足・利用頻度低下、校庭過密）
・人間関係の希薄化（顔や名前も知らない）

【方針】・普通学級が25学級を越える学校については速やかに適正化の措置を講じる
・19学級以上24学級以下の学校については総合的な政策により18学級以下にする

【この基準に照らした場合】

ただちに是正 樽井小 27学級（平成18年度 947名、学級数 27学級）

対 象 信達小 24学級

小規模校の是正

【課題】・子ども一人当たりの公費支出の不均衡拡大
・人間関係の固定化により、いじめなどの人間関係の問題に対応しにくい構造
・クラス活動やクラブ活動などの集団活動の選択肢の限定
・小集団指導や選択科目など、一人ひとりの個性と学力を伸ばす教育方法の実施困難
・担任数の減少による教員一人当たりの業務負担の拡大

【方針】・6学級未満の学校については速やかに是正措置をとる
・6学級以上11学級以下の学校については総合的な政策により12学級以上にする

【この基準に照らした場合】

早急な是正 東小（児童数 46人、5学級）

政策的努力 鳴滝一小 6学級（児童数増見込みなし）、雄信小・新家東小（12学級見通しなし）

今後注視 鳴滝二小 8学級（平成21年12学級確保だが）

条件づくり 西信達小・西信達中（将来人口減少により単学級学年存在の可能性）

適正な通学距離と通学上の安全の確保

適正化に伴う、適正な通学距離と通学上の安全確保のための通学バス整備・コミュニティバス活用

(3) 学校規模適正化のための原則

続いて、学校規模適正化の具体案を示すにあたっての原則を以下の5点において確認している。

教育理念を尊重し、財政とのバランスがとれた適正化（本審議会の教育理念促進と財政動向との調和）
将来における適正化措置を見通した方法の選択（将来を困難にさせない適正化）
子どもの最善の利益を優先する適正化（大人ではなく子どもの利益優先）
人権を尊重する適正化（部落差別をはじめとする差別意識の解消を視野に）
中学校区の教育コミュニティづくりを基盤とする適正化

(4) 学校規模適正化の具体的課題

上記で確認された原則に従って、以下の具体的な【方策】が示されている。

【方策】

樽井小過大解消にむけて	1) 隣接する鳴滝一小・鳴滝二小・雄信小との間で校区再編
信達小過大解消にむけて	1) 隣接する鳴滝二小・東小・一丘小との間で校区再編 2) 通学距離が長くなる場合、通学バスやコミュニティバスによる通学の安全・利便性確保を必要条件
東小過少解消にむけて	1) 隣接する信達小・砂川小との間で校区再編 2) 通学距離が長くなる場合、通学バスやコミュニティバスによる通学の安全・利便性確保を必要条件 3) 特別認定校制度によって他校からの通学を認める
鳴滝一小小規模是正に向けて	1) 隣接する樽井小・西信達小との間で校区再編
雄信小小規模是正に向けて	1) 隣接する樽井小・信達小との間で校区再編 2) 通学距離が長くなる場合、通学バスやコミュニティバスによる通学の安全・利便性確保を必要条件
新家東小小規模是正に向けて	1) 現在の飛び地は据え置き。児童数確保の見込みつき次第、新家小校区に 2) さらなる児童減が予測される場合、新家小との校区再編

当初は【方策】に続いて【具体案】が示されていたが、「残念ながら、当審議会の中間報告において示した具体案に対して一部住民から反対意見が出され、それをきっかけとして、これに関わる部落差別事象が発生したために、住民の意見を聞き、調整する時間的余裕を失する結果となった」(答申より)。そのため、今回新たに立ち上がった審議会の中で【具体案】について審議することになった。

答申では、「平成 18 年度審議会における学校規模適正化の具体案の議論は、(略) 本答申における以下の【方策】を基本として、詳細の調整を行うものとする。」と明記し、【方策】を示している。したがって、平成 18 年度審議会における学校規模適正化の【具体案】の論議は上記の【方策】に基づいて審議されることになる。

以上が昨年度の教育問題審議会で確認された事項である。本年度の審議会における、学校規模適正化の具体案作成に向けた論議は上記の事項をふまえて行うものとする。

2. 答申に示された教育理念の実現にむかって

答申は、本市における就学前教育、学校教育、地域家庭教育の現状と課題を明らかにした上で、それに基づき、今後の本市の教育の基本理念を示し、新たな施策の展開について方向性を示したものである(資料)。基本理念を実現するためには、答申で示された課題に真摯に向き合わなければならない。「適正化にあたっては、本教育問題審議会において確認された教育理念がより促進される方向で方法を選択する必要がある」との指摘に見られるように、現在の本市の教育状況を維持するためではなく、答申で示された課題の克服、教育理念の実現のための適正化の具体案はどうあるべきかという視点に立って論議を行う必要がある。

3．部落差別をはじめとするあらゆる差別意識の解消を視野に入れて

昨年、審議会開催中の平成17年2月から連続的に、「学校規模の適正化と施設設備の整備」についての審議にかかわって、部落差別事象が生じた。答申の中間報告において人権尊重の精神が盛り込まれていたにもかかわらず、その内容に対して、部落差別意識に基づく反対意見が市民から寄せられたのである。このような市民意識の現状をふまえて、学校規模適正化にあたっては部落差別をはじめとするあらゆる差別意識の解消を視野に入れておくことが極めて重要であることを答申は指摘している。

適正化の審議にあたっては、昨年の部落差別事象に見られるような、地域住民に対する人権侵害を二度と許してはならない。その上にたつて、「平成18年度審議会における学校規模適正化の具体案の議論は、今般生じた部落差別事象をふまえ、」という答申の文言に則り、部落差別事象に現れた本市の課題の解決を目的の一つとして論議をすすめていく必要がある。

4．すべての子どもの教育上の最善の利益に立った教育理念の実現

最後に、教育とは、未来を担う「子ども」たちのために行うものである。主体はあくまでも「子ども」である。その点において、答申では【学校規模適正化の原則】として「子どもの最善の利益を優先する適正化」と題して、次のように指摘している。

学校規模適正化の方策は、校区の再編など伝統的な地域事情との齟齬や、様々な人々の利害を生じさせることとなり、その調整にあたって意見の相違は避けることができない。本答申は大人の事情や利害ではなく、子どもの教育上の最善の利益に立とうとするものである。わが国が批准している「子どもの権利条約（児童の権利条約）」は、公的であれ、私的であれ、子どもに関するいかなる活動も子どもの最善の利益に基づいて行われなければならないと定めている（第三条）。本答申を受けた協議の場においても、それがいかなる形態であれ、またそこに関与する者の立場や資格に関わりなく、すべての人間がこの原則に基づいて行動しなければならない。

学校規模適正化の審議にあたっては、上記答申に示された大人の事情や利害ではなく、本市の未来を担うすべての子どもの教育上の最善の利益に立った教育理念実現のための条件整備として、論議をすすめる必要がある。